

吹田市環境影響評価審査会全体会（令和2年度第3回）会議録

日時：令和2年11月30日（月）午後6時～午後8時10分

場所：吹田市役所 中層棟4階 全員協議会室

出席者

委員：乾委員、井ノ口委員、桑野委員、加賀委員、近藤委員、武田委員、塚本委員、  
原委員、松井委員、松本委員、宮崎委員、山中委員、吉田委員

事務局：中嶋部長、道澤次長、東田室長、楠本参事、丸谷主幹、永井主査、林主任  
連絡調整会議：都市計画室 渡辺参事、環境保全指導課 信川課長、総務交通室 土橋主任、  
公園みどり室 小原参事、北岡主査

事業者：＜佐井寺西土地地区画整理事業＞

吹田市土木部地域整備推進室 稲葉理事、福田室長、山尾参事、野上参事、  
溝口主幹、柿本主幹、竹葉主査、七牟礼係員

中央復建コンサルタンツ株式会社 環境・防災系部門 松井技師長、藤森顧問、  
環境・防災系部門 環境グループ 重吉プロジェクトマネージャー、  
塩谷サブリーダー、古谷サブリーダー、島野氏、與那城氏

＜（仮称）吹田市藤白台5丁目計画＞

株式会社日本エスコン 開発事業本部 大阪開発事業部 大阪開発1部 中田部長、  
大阪建築企画部 大阪建築企画グループ 佐々木チーフ

株式会社IAO竹田設計 大阪第一事務所 内藤次長

株式会社KANSOテクノス 環境部 田中部長、  
環境アセスグループ 小西マネジャー

傍聴者：3名

内容：1 開会

2 [審議事項] 佐井寺西土地地区画整理事業

- (1) 環境影響評価書案に関する諮問
- (2) 環境まちづくり影響評価条例の手續進捗状況について
- (3) 環境影響評価書案の内容について
- (4) 住民等の意見について

3 [審議事項]（仮称）吹田市藤白台5丁目計画

- (1) 審査会委員等の意見について
- (2) 審査会意見（案）について

事務局（楠本参事）

本日は御多忙の中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただ今より、吹田市環境影響評価審査会の開催をお願いしたいと存じます。なお、本日の審査会は、一部リモートでも御出席いただいていることを御報告させていただきます。

それでは審査会に入ります前に、本日の審査会委員の御出席状況でございますが、8名以上の委員の方の御出席をいただいておりますので、審査会開催要件を満たしていることを御報告いたします。

続きまして、本日の傍聴希望につきまして、御報告させていただきます。本日は3名の傍聴希望がございまして、本審査会の傍聴規定に基づきまして、3名の方に入室させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(傍聴希望者入室)

続きまして、環境部長の中嶋より、御挨拶をさせていただきます。

(部長挨拶)

続きまして、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

(配付資料の確認)

それでは、ここからの進行につきましては、会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、令和2年度第3回吹田市環境影響評価審査会を開催いたします。

#### <佐井寺西土地区画整理事業>

会長

まず、次第の2の審議事項でございますが、佐井寺西土地区画整理事業の(1)環境影響評価書案に関する諮問について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局(楠本参事)

本事業につきましては、事業者である吹田市から本年9月18日付で環境影響評価書案が提出されましたので、本日、諮問をさせていただきます。

(諮問)

委員の皆様につきましては、机の上に諮問書の写しを配付させていただいております。これからにつきましては、お手元でございます評価書案の内容を御審議いただき、科学的な見地から御意見を賜りますようお願いいたします。

会長

先程、佐井寺西土地区画整理事業につきまして、審査の諮問をお受けいたしましたので、委員の皆様、御審議をよろしくお願いいたします。本案件に関する評価書案の審議は、本日が初めてとなりますので、事務局から審議の流れと審議事項について説明させていただきます。

事務局(永井主査)

審議の流れと審議事項について説明させていただきます。

審議の流れにつきましては、まず本日、事業者から評価書案の説明を受けますので、この場で御審議をお願いいたします。その後、さらに審議を深めるべきと感じられた点、新

たに審査が必要と感じられた点がございましたら、後日文書にて御意見・御質問を募集いたしますので、その際に御提出いただければと思います。各委員から御提出いただいた御意見等については、事業者からの回答を得て、次回の審査会の審議資料とさせていただきます。そして次回の審査会以降に事務局にて審査会意見案を作成する予定としております。意見案は、審査会での審議を経て、審査会意見として答申いただき、それをもとに作成した市長意見書を事業者に示し、万全の環境配慮をしていただくよう、手続を進める予定としております。

また、審議事項につきましては、主に評価書案の10章「環境取組の内容」、12章「環境影響評価の結果」、13章「事後調査の実施に関する事項」を考えております。

会長

今、事務局から御説明いただきましたけれども、この内容につきましてよろしいでしょうか。それでは、審議の流れと評価書案の審議事項につきましては、事務局からの説明のとおりとさせていただきます。

続いて、次第2の(2)環境まちづくり影響評価条例の手続進捗状況につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（永井主査）

資料1を御覧ください。本日は、真ん中の指差しがあるところですが、環境影響評価審査会への諮問というところになります。前段の提案書の手続きにつきましては、本年2月27日に審査書を出しまして、告示しまして、一旦終わっております。その後、調査・予測・評価を行った上で、令和2年9月18日に評価書案が提出されました。9月30日に告示・閲覧をいたしまして、その後、意見交換会、意見書の募集、これは11月14日に締め切りをしております、写しも送っております。こちらが済みましたので、本日は環境影響評価審査会への諮問ということになります。

会長

今、資料1につきまして御説明をいただきましたけれどもよろしいでしょうか。この真ん中の「本日」と書かれているところが今日の審査会ということになります。

A委員

質問があります。提案書が出て、審査書があってから調査・予測・評価と言いましたけれども、評価書案が出たのが9月ですよ、提案書が終わったのが2月27日なんですけど、生物の調査はそんな短期間でできるものなのではないでしょうか。

事務局（永井主査）

審査書が提出されたのは2月27日なんですけれども、それ以前から調査の方は進めておられました。それについては、内容に齟齬がないことは確認しておりますので、問題はなにかと思っております。

A委員

提案書の時に述べた意見が、調査に十分反映されているのでしょうか。

事務局（永井主査）

反映されていると考えておりますが、評価書案の方を御覧いただければと思うんですけれども。

A委員

見たけど、そうは思わないんだけど。

事務局（永井主査）

それにつきましては、審議の中で御意見いただきたいと思えます。

会長

これから事業者の説明を求めますので、その中で御意見いただければと思っております。それでは、続きまして、評価書案の内容について、事業者より御説明をお願いいたします。

吹田市土木部地域整備推進室

本日は御多忙の中、審査会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。佐井寺西土地区画整理事業に関わります環境影響評価につきましては、昨年度、提案書の審査をいただきまして、令和2年2月に審査書をいただいたところでございます。その間、委員各位におかれましては、慎重な審議をいただきまして誠にありがとうございます。この度、次のステップとなります評価書案について、審査をいただきますことをお願いいたします。本日は、評価書案の御説明をさせていただきますとともに、本年10月24日と28日に開催しました意見交換会並びに9月30日から11月14日にかけて行いました閲覧において頂戴しました様々な御意見への事業者見解を御説明させていただきます。御審査のほどよろしくお願いを申し上げます。それでは、担当より環境影響評価書案の御説明をさせていただきます。

吹田市土木部地域整備推進室

それでは、評価書案について説明させていただきます。

事業計画について簡単にではございますが、私の方から説明させていただきます。その後、今回主な審議事項でございます環境取組、影響評価等について、業務受託者であります中央復建コンサルタンツからの説明とさせていただきますので、お願いいたします。また、評価書案作成におきましては、評価書案の8-4から8-7ページの方にもお示ししております。提案書に対していただきました審査書に基づきまして、調査・整理を行い、作成しております。審査書に対する事業者の見解につきましては、評価書案の今回の説明をもつての説明とさせていただきます。

それでは、まず初めに、事業計画につきまして、審査書の全体事項でも御指摘いただいております、本事業が目指すランドデザイン、こちらをお示しして説明させていただきます。

たいと思います。評価書案の3-23ページ、3-24ページのA3の資料を御覧いただきたいと思ひます。こちらに本事業のグランドデザインについて、その全体像、イメージ図等をお示ししております。本事業は、都市計画事業の土地区画整理事業として本市が施行者となり実施してまいります。事業の大きな目的は、市域の南北及び東西をつなぐ都市計画道路の整備に当たりまして、丘陵地であるという地域特性から、道路単独の整備では沿道の土地利用に支障が出るため、面的整備である土地区画整理事業として実施し、良好な居住環境の創出を図り、資料のタイトルにもしております「人と人が交流する新たな賑わいステージを演出し、多様な世代が安心して暮らせるまち」を目指すものでございます。整備の基本的な考え方を下段に記載しておりますが、「街区の整備」、「緑地・公園等の整備」、「都市計画道路の整備」の3つに大別しております。この、3点の整備におきまして、土地利用を誘導し、恒久的なみどりを保全・創出し、まちづくりを誘導するものでございます。イメージ図を載せておりますが、都市計画道路の沿道につきましては、沿道にぎわいゾーンとしまして、比較的大街区での換地を行い、商業施設、生活利便施設の誘導を行い、また、都市計画道路から一つ中に入った箇所につきましては、居住ゾーンとしまして、落ち着いた住宅地が形成できるような、街区を形成いたします。地区内の公園、緑地につきましては、公共施設として位置付け、現存する里山の位置を考慮し、近接した箇所に配置することで、地域に応じた生物の生息、生育環境の創出に努めます。他にも一部公園には調整池をその地下に設置する等、地域環境に配慮した配置計画としております。また、都市計画道路におきましても、植樹を行うとともに、都市計画道路豊中岸部線の西端の交差点におきましては、道路振替により新たに生じるスペースに、まとまった植栽による雨庭の整備を行う等、確保できる限られた公共スペースの中で、可能な限りのみどりを配置する計画としております。都市計画道路の整備に当たりましては、自転車通行空間の確保や無電柱化を図ります。本整備によりまして、市域の南北地域が都市計画道路でつながることとなり、同地域の生活道路を通行していた交通の流れが改善されるとともに、阪急千里線と2本の都市計画道路が立体交差することで、円滑な交通の流れができるものと考えております。最新の公共施設の配置案につきましては、評価書案12-240ページに、提案書時点から公園の位置、道路配置等を一部見直し掲載しておりますので、併せて御確認いただければと存じます。以上で、事業計画の説明とさせていただきます。

#### 中央復建コンサルタンツ株式会社

11章から御説明する前に、3章の事業計画の方で主な更新箇所を説明します。3-6ページ、土地利用の構成比ですが、提案書の内容の数字から少し更新しております。3-8ページですが、事業計画地の起伏が分かりにくいという御指摘があったので、横断図を入れさせていただきます。3-12ページの下交通計画を更新いたしました。都市計画道路の計画交通量を最新のデータに基づいて更新しております。

続きまして8章ですが、審査書の内容に対する事業者見解を入れております。

11章は、環境要素並びに調査、予測及び評価の方法です。提案書の内容と基本的には同じですが、11-7ページを見てください。動物と植物の調査頻度を、提案書で記載した頻度より増やして実施したことを示しています。11-12ページには、新しい「環境基本計画」に基づいた評価方法を記載しました。

12章、12-1ページは、産業廃棄物、建設発生土の結果です。12-6ページの下を表を見てください。本事業での建設発生土の量です。切土工事で発生した土は盛土工事に使いますが、残った土は周辺の公共事業で利用します。12-7ページの評価結果には、廃棄物の低減方法、処分方法を記載しています。大気汚染の結果は、12-8ページからです。事業計画地の北約1kmのところを高野台局という一般局があるので、そこでの測定結果を整理しました。予測に使う気象、バックグラウンド濃度は、この局のデータを使用しました。現況のNO<sub>2</sub>濃度は、12-9ページの上の表に記載していますが、環境基準及び吹田市の目標値を下回っています。SPMも同様です。建設機械の稼働の予測は、12-15ページから記載しています。予測の概要は、12-17ページの表に記載しています。予測は左の図の丸印の箇所で行っていますが、寄与濃度については、四角の範囲で平面予測も行っています。建設機械は、場所を移動しないで作業を行うことから、1時間値の短期高濃度予測も行いました。12-20ページ、12-21ページの図を見てください。工事最盛期の工事内容です。予測は、この4年間を対象としました。12-38ページを見てください。評価目標から設定した評価の基準値を記載しています。次ページには、予測結果を記載していますが、すべてこの評価の基準値を下回っています。工事中の環境取組内容は、12-40ページと12-41ページに記載しています。工事関連車両の走行の予測は、12-42ページから記載しています。予測地点は12-43ページの図に記載のとおりで、茶色の道路は工事関連車両が走行する工事用道路です。12-45ページの表と12-46ページの図を見てください。工事関連車両の台数は、予測値が過小にならないよう最大値を設定しました。12-50ページを見てください。予測結果は、すべて評価の基準値を下回っています。環境取組は、12-50ページと12-51ページに記載しています。供用時の予測は、12-52ページから記載しています。予測地点は、12-53ページの図に記載のとおりです。都市計画道路の交差点の周辺については、青色の四角の範囲で、平面予測も行っています。12-60ページと12-61ページを見てください。予測結果は、すべて評価の基準値を下回っています。環境取組は、12-61ページに記載しています。12-62ページは、悪臭の結果です。予測評価の結果は12-63ページから記載しています。12-64ページに工事中の環境取組を記載しました。12-65ページは、ヒートアイランド現象の結果です。12-70ページの図を見てください。夏の昼間の熱画像です。白い線が事業計画地です。事業計画地をみると、樹木があるところは、地表面温度が低くなっています。事業計画地の中央よりやや下に、赤い場所がありますが、これは大学のグラウンドで、人工芝が張ってあることから、60℃以上となっています。右の図は夜間の図です。事業計画地内は、土地利用に関係なく、概ね28℃未満となっています。予測の概要は、12-72ページに記載のとおりですが、現況と供用後の土地利用から地表面温度を算出し、それらと比較することにより評価を行いました。12-75ページの表を見てください。将来の土地利用は地権者が決定するものですが、基本ケースとしてすべて一戸建てとかの建物になると考えて、予測を行いました。12-76ページの表を見てください。現況と基本ケースの計算条件、土地利用の構成比です。次に、緑地・緑被率が目標値である28%を確保できたケースについても予測を行いました。12-79ページの上の表を見てください。現況と将来、2ケースの地表面温度の予測結果です。昼間をみると、基本ケースでは現況より平均地表面温度は大きくなっていますが、緑被率が増えるとその差は小さくなっています。12-78ページと12-79ページが評価結果ですが、緑化推進の方策やヒートアイランドの現象を緩和させる環境取組を記載しました。12-80

ページが土壌汚染の結果です。12-81ページは、昭和23年頃の航空写真です。事業計画地は、主に農地、山林として利用されていました。その後の航空写真や地図を見ても、土壌汚染源となるような施設は確認されませんでした。12-85ページに評価結果を記載していますが、現在、別途、土壌汚染対策法に基づく調査を実施しているところです。12-86ページは、地形・地質の結果です。12-91ページの図を見てください。切土工事・盛土工事の施工範囲です。12-92ページには、工事に当たって、土砂の流出、崩壊及び斜面の安定性についての対策を記載しました。12-93ページは、騒音の結果です。12-96ページの表を見てください。道路交通騒音の現地調査結果です。B-4地点とB-5地点の騒音は、B-1、B-3地点と比べて、特に大きいということはないのですが、環境基準を超過しています。これは、2車線の市道であるため、厳しい環境基準が適応されるからです。この道路は、12-94ページの図に戻りますが、図の真ん中辺にあります佐竹千里山線です。この道路は、事業計画地内の工事用道路が整うまでの間に限って、工事関連車両の出入りに使う予定です。建設機械の稼働の予測は、12-98ページから記載しています。予測は、工事敷地境界と住居の建屋位置で行いました。騒音が最大となる作業が実施される時期を予測対象としました。予測高さは、住居の1階と2階、そして3階以上の住居の場合は、その最上階も予測対象としました。工事敷地境界の予測結果は12-104ページに、住居の予測結果は12-105ページに記載のとおりです。評価結果は12-106ページから記載していますが、万能塀を設置することにより、工事騒音は十分低減されると評価しています。工事中の環境取組は、12-107ページに記載しました。工事関連車両の走行の予測は、12-110ページから記載しています。予測地点や交通条件は、大気汚染と同じです。12-118ページを見てください。現況で環境基準を超えている地点、b-5とb-6地点ですが、それ以外の地点では、評価の基準値を下回っています。b-5地点とb-6地点については、工事関連車両による騒音の増加量は、前のページの12-115ページの表に記載していますが、その増分は0.5デシベル程度であり、大きいものではありません。環境取組は、12-117ページに記載しました。供用時の予測は、12-119ページから記載しています。予測式は、最新の日本音響学会式を用いました。都市計画道路の交差点の周辺については、平面予測も行いました。新しく整備する都市計画道路の舗装は、排水性舗装とする計画です。12-132ページと12-133ページを見てください。排水性舗装とした場合の予測結果は、すべての地点で評価の基準値を下回っています。環境取組は、12-131ページと12-132ページに記載しました。12-134ページは振動の結果です。現地調査では、大きな振動は確認されませんでした。建設機械の予測結果は12-147ページの表に記載していますが、すべての地点で評価の基準値を下回っています。環境取組は、12-145ページと12-146ページに記載しました。工事関連車両の走行の予測結果は、12-154ページの表に記載していますが、評価の基準値を下回っています。環境取組は、12-153ページに記載しました。供用時の予測結果は、12-161ページの表に記載していますが、これも評価の基準値を下回っています。環境取組は、12-161ページに記載しました。

中央復建コンサルタンツ株式会社

動物につきましては、12-162ページからになります。現地調査の日程は、12-164ページの表に記載しています。現地調査の結果は、12-168ページから記載しています。重要な種及び注目すべき生息地の確認状況は、12-176ページからです。重要な種が多く確認されて

いる区域が複数あり、これらをホットスポットと位置づけました。各ホットスポットで確認された種は、12-178ページの表に記載しております。各ホットスポットでの断面模式図は、12-179ページから記載しています。特定外来生物も確認されており、確認位置図は、12-184ページに記載しています。12-185ページからが予測結果です。保全対策が必要と考えられる種が複数確認されており、それらに対する環境取組内容は12-192ページの表に記載しています。公園や緑地に生息環境を創出することに加え、事業計画地外への自発的な移動が困難と考えられる種に対しては、工事前に捕獲して生息適地へ移動させる計画です。また、調査結果は、吹田市立博物館で保管する計画としています。植物につきましては、12-193ページからです。現地調査の日程は、12-194ページの表に記載しています。現地調査結果は、12-196ページから記載しています。重要な種は12-200ページの表に記載しておりますが、注目すべき生育地の確認状況は動物と共通のため、先ほどの12-179ページのホットスポット①と12-180ページのホットスポット②で植物の重要な種が確認されています。特定外来生物の位置図は、12-202ページに記載しています。予測結果は、12-203ページからになります。重要な種の保全対策ですとか、特定外来生物の拡散防止策につきましては、12-207ページの表に記載しています。ギンラン及びタシロランにつきましては、移植が困難な種ではありますが、事業計画地が改変されるため、そのまま置いておいても消失することから、移植を行う計画としています。12-208ページからは、生態系の結果です。環境類型区分及び食物連鎖模式図は、12-210ページに記載しました。また、注目種として12-211ページの表に示すとおり、タヌキ、ヒヨドリ、ヒメボタルを抽出し、予測を行いました。予測結果は12-216ページから、評価結果は12-218ページから記載のとおりです。公園や緑地に生息・生育環境を創出するとともに、表土の有効活用等に努め、生息環境を維持していきたいと考えております。緑化は、12-220ページからになります。大径木の現地調査結果は、12-222ページの表及び12-223ページの図に示すとおりです。12-224ページから緑化計画について記載しています。都市計画道路の植樹帯に雨水貯留浸透機能を備えた基盤を整備し、また、交差点にできる空間において雨庭を整備することで、グリーンインフラを取り入れる計画としています。また、植栽予定樹種は12-226ページに記載しておりますとおり、植物調査結果を参考に、今後検討してまいります。環境取組は、12-230ページに記載のとおりです。人と自然とのふれあいの場合は、12-231ページから記載しています。有志の吹田市民により検討・設定されている散策ルートの中の2ルートが、12-239ページの図に示すとおり、事業計画地を横切ることから工事中は利用ができなくなります。しかし、迂回ルートを設ける計画としております。また、工事関連車両の走行ルートと近接する箇所もございますが、歩道のある道路ですので、散策ルートへの影響は小さいと予測されます。一部の公園・遊園は事業の実施に伴い消失しますが、新たな公園・遊園を整備していきます。その他、環境取組は12-241ページに記載のとおりです。12-243ページからは、景観の結果を示しております。予測を行った眺望点の位置を12-246ページに掲載しております。将来の景観の予測結果は、12-253ページからです。事業計画地からやや離れた愛宕神社からの景観は12-258ページに示しておりますが、土地区画整理事業の景観はほとんど視認することができない状況となっております。他の眺望地点からの景観は大きく変化しますが、都市計画道路は無電柱化されるため、すっきりとした景観が形成されます。また、街路樹がみどりを形成することから、沿道地域の景観との調和を乱すものではないと予測

しています。12-260ページからが文化遺産です。12-262ページの図に示すとおり、事業計画地には国、大阪府、吹田市が指定する指定・登録文化財は存在しておりませんが、事業計画地の一部は吹田須恵器窯跡群の北西部に位置しています。工事の実施に当たりましては、事前に吹田市教育委員会と協議を行い、埋蔵文化財等が確認された場合は適切に対応してまいります。12-265ページからは、コミュニティです。事業計画地及びその周辺におけるコミュニティ施設は、12-266ページの図をご覧ください。環境取組は、12-273ページに記載していますが、特に工事中の交通安全等に対して、配慮をしております。

#### 中央復建コンサルタンツ株式会社

12-274ページは交通混雑、交通安全の結果です。12-275ページに調査対象の交差点を示しました。12-276ページからは、自動車、歩行者、自転車の現地調査結果を記載しています。12-279ページには、現況の交差点需要率を記載していますが、ピーク時間帯でも交通流を円滑に処理できるとされる0.9を下回っています。工事関連車両の走行予測は、12-283ページから記載しています。予測は、交通量の増加率に着目しました。結果は、12-286ページと12-287ページに記載のとおりです。一般交通が少ない時間帯では、増加率が10%を超える時間帯もありますが、周辺の交通状況に著しい影響を及ぼすことはないと評価しました。工事関連車両の抑制と安全対策は、12-290ページに記載しました。供用時の予測は、12-292ページから記載しています。予測は、交差点の需要率と、自動車と自転車の増加率に着目しました。検討交差点は、12-293ページの図のとおりです。12-296ページの上の表をご覧ください。計画人口を2,300人として、表に示した前提条件を設け、自動車と自転車の発生集中交通量を推定しました。その結果は、前のページの12-295ページの下に記載していますが、1日当たり、自動車で約800台、自転車で約1,900台です。予測は、これを加味して交通の検討を行いました。予測結果は12-301ページから記載していますが、ピークの時間帯の交差点需要率は、すべての地点で0.9を下回っています。自動車の増加率は12-302ページに、自転車の増加率は12-303ページに記載のとおりです。評価は12-305ページに記載のとおりで、適切な信号現示、横断歩道、自転車横断帯の設定により、周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼすことはない、そして歩行者、自転車の交通安全の確保に配慮されていると評価しました。

13章は、事後調査です。調査を行う環境要素は、13-1ページと13-2ページに記載しました。13-3ページにその内容を記載していますが、工事期間中の10年間と工事完了後の3年間に調査期間としました。

#### 会長

質疑については後でまとめてさせていただきたいと思っております。続きまして、(4)でございますが、住民等の意見について説明をお受けしたいと思っております。なお、次第2(3)評価書案の内容については、(4)の後にあわせて時間をとらせていただきたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（永井主査）

資料2-1を御覧ください。佐井寺西土地区画整理事業について住民等から意見をいただいております。まず評価書案についての意見書及び事業者に対する質問書ということで、意見書は9通、質問書は3通、提出期間中にいただいております。また、評価書案意見交換会ということで、10月24日にB委員に進行管理責任者を、28日にはC委員に進行管理責任者を御依頼しまして、2回開催しております。あわせまして、意見書、質問書及び意見交換会における意見の概要については、事業者の方から説明をしていただきます。

#### 吹田市土木部地域整備推進室

それでは、資料に沿って説明させていただきます。時間の都合もございますので、重複する意見、環境とは別の御意見等につきましては、割愛させていただきますながらの説明とさせていただきます。

まず、資料2-2評価書案についての意見書の概要及び事業者の見解についてでございます。意見の概要欄の角付きカッコに受付番号が記載しておりますが、1ページ目下段、受付番号1-2、一部でも現況のまま自然を残すことができないか、でございますけれども、見解といたしましては、事業計画地は起伏があるため造成工事が必要となりますが、近接する公園・緑地の整備には植樹等を検討し、里山環境の復元等に努めます。なお、換地後の土地利用は、各地権者の御意向により決まるものです、とさせていただきます。2ページ目下段、受付番号3-2から3ページ、受付番号3-4、工事期間中における日常生活の安全確保、騒音振動対策等についての御意見でございますが、見解といたしましては、工事の実施に当たり、安全を確保するため、工事関連車両の規制速度の遵守、万能扉の設置等、各環境取組を行うこと、また、工事实施の際には、周辺住民の方々に対し事前説明を行うこと、工事中も事後調査を行い環境保全に努めることを回答とさせていただきます。またその下、4-1、雨庭が1箇所では不十分との御意見ですが、見解といたしましては、雨庭としての面的な整備は1箇所ですけれども、都市計画道路には植樹を行いまして、グリーンインフラとしての整備を行う計画です、としております。続きまして、5ページ下段、6-1、都市計画道路を2本通すために、甚大な残土を発生させ、環境負荷が想像されるため、評価書案による分析結果が安易ではないか、との御意見でございますが、本環境影響評価につきましては、一般的に採用されている予測精度の高い手法を用いており、環境取組の実施を前提に予測・評価を実施しております。続きまして、10ページ、受付番号9-2、貴重な植物、ブドウハゼ、日本白たんぼぼの移植についてでございますが、御意見いただきました樹種につきましては、吹田市及び大阪府において重要な種及び個体としての指定種ではなく、移植の対象ではないことを回答とさせていただきます。

続きまして、資料2-3、事業者に対する質問書に対する回答についてでございます。1ページ目中段、受付番号6-3、事業による地球温暖化がもたらす自然災害の被害シミュレーションを行っているか、ですけれども、本事業におきまして、御指摘の予測は行っておりませんが、工事中の温暖化対策等につきましては、評価書案の記載のとおり実施してまいります。続きまして、3ページ、7-2、緑被率が下がることについてですが、本事業では、隣接する緑地等と連続させてみどりを配置し、道路植樹や雨庭の整備を行う等、可能な限りのみどりの配置に努めます。また、建物敷地の緑化に向けた協議を行うとともに、地権者が農地等の維持を希望される場合は、可能な限り換地計画において対応いたします。次に

下、8-1、農地面積の現況確保の方向性を示してほしいということですが、区画整理事業における、換地後の土地利用につきましては、地権者の判断となりますので、現時点での方向性を示すことはできないものでございます。

続きまして、資料2-4 表1、意見交換会第1回目の意見概要及び事業者見解についてでございます。先にお断りさせていただきますけれども、意見交換会当日に回答できなかった内容及び一部齟齬があった箇所につきまして、本日の資料といたしましては一部修正、加筆させていただいております。まず、1 ページ目上段、避難地である大阪学院大学のグラウンドをなくすのはどういう考えか、でございますが、旧の大阪学院大学のグラウンドにつきましては、現在一時的な緊急避難場所に指定されておりますが、民間売買が既になされておまして、グラウンド機能がなくなる時点で指定が解除となります。その後、代替場所は設けないことを確認しておりますので、本整備により周辺の小学校等の緊急避難地への安全なアクセスを確保いたしますので、その御確認、御利用をお願いするものです。次に、最下段、工事に伴う説明会の開催及び周知方法についてですが、工事を行う際には周辺住民の方々に対し、事前に説明をさせていただきます。また、周知につきましては、自治会に入っていない方にも配慮をしておりますと回答しております。続きまして、2 ページ上段、事後調査結果が予測より高かった場合の対応についてでございますが、事後調査により、評価目標と比べ環境への影響が大きい場合につきましては、施工業者に指導を行う等、保全対策を行いますと回答しております。次に、4 段目、工事関連車両による渋滞等についてですが、施工計画を策定するにおきまして、工事関連車両が一時的に集中しないよう、平準化を図っております。また、日曜日に工事が必要な場合には、事前に説明をさせていただきますと回答しております。次に、3 ページ2 段目、本環境影響評価の予測値の信頼性についてですが、予測値につきましては、事業者が数字を操作することは一切なく、またその内容につきましては、本審査会におきまして、科学的知見に基づき審査される旨、回答させていただいております。またその下、道路が供用された際の大気汚染による気管支炎等の心配についてですけれども、喘息の症状を持つ生徒児童数は、載せております表のとおりであること、また、事業計画地及び周辺の大気汚染濃度は、現在、目標値を下回っており、また工事中及び供用後におきましても、目標値を下回ると予測しております。本事業が大気汚染に与える影響は小さいものと考えております。続きまして、5 ページ以降、第2 回目の意見交換会における意見の概要及び事業者見解でございますけれども、7 ページ2 段目、事業計画地内の貴重な植物等の保全が可能かについてでございますが、現地調査により確認された重要な種につきましては、工事前に事業計画地外の生育地へ移植いたします。本事業におきましては、みどりの回復育成を図っていくことを回答させていただいております。続きまして8 ページ、住民との意見交換の場を定期的に設けてほしい、につきましては、土地区画整理事業におきましては、地権者の代表者による審議会を設け意見を聞くという事業手法であること、事業の進捗状況につきましては広報誌等において情報発信を行うこと、工事につきましては事前に説明を行うことを回答させていただいております。

会長

それでは次に、意見交換会 1 日目に進行管理責任者として御出席いただきましたB委員から、意見交換会の様子を教えていただいでよろしいでしょうか。

#### B委員

10月24日の意見交換会ですけれども、資料にもありますように34名の住民の方が集まられて、熱心な議論をされました。特に、やはり現状のみどりが失われるということに関してその辺の心配を、それから避難所をどうするのかといったような心配等が多かったという印象でした。今回の事業が区画整理事業という中身を触れない、というかフレームしか造らないというお話なんですけれども、どうしても中身の話に、やはりこれから将来の土地利用がどうなるのかというところの御心配が非常に多かったような印象がありました。また、工期が非常に長くて、どこまでが土地区画整理事業の工事で、そこから先の工事がさらに続いて起こるということで、なかなか全体像を掴みにくいという事業で、住民の皆さんもなかなか全体像を把握されるのに大変だったんじゃないのかなという印象を受けました。今回まとめていただいている意見の表にあったような形のやりとりでしたけれども、熱心といたしますか、非常に真剣な意見交換が行われたという印象でございました。

#### 会長

それでは次に、2日目の方でございしますが、進行管理責任者として出席いただいているC委員からも、お願いいたします。

#### C委員

10月28日の第2回なんですけど、第1回よりは住民の方が少なくて20名の参加ということでした。主な意見としましては、1つが土埃についてということで、事業が比較的長期にわたって、最近も別の工事で土埃の被害があったということでその懸念がありました。もう一つ大きいのが、降雨時の浸水の被害ですね。排水がどうなっているのかという質問がありました。他には、例えば新御堂に繋がる道が本当に2本必要なのかとか、先ほどもありましたけれど、周辺住民の方との意見交換をする場を設けてほしいという意見がありました。これは地権者以外の方との意見交換をする場がほしいということだと思います。全体的には比較的和やかな感じで、最後は拍手で終了したというような状況です。

#### 会長

それでは、一番初めに事業者から御説明いただいた評価書案、こちらも含めまして御意見、御質問をお受けするというので、その時間にしたいと思います。いかがでしょうか。

#### A委員

これを今日一日で全部やってしまうのでしょうか。かなりの分量なので、どこまでどういうふうにしたらいいのかちょっと分からないのですけれども。やりだしたらきりが無いのですが。

#### 会長

ここの場だけという訳ではなくて、後で委員の先生からの意見ということで、文書でも受け付けるというようなことを最初におっしゃっていただいておりますので、今日は、実は後ろに次の案件もあって、20分ぐらいしか取れてなくて、20分の間ではありますけれども、御質疑いただけたらと思います。その後はメールなり文書でというような形になりますけれども。

#### A委員

そんなことで良いのかという気がしますが。もう1回ぐらいやらないと、こんな分厚いのを審議できるのかという気がしますが。

#### 会長

確かに、今日の御説明はこの分厚い図書でどこに何が書いてあってという、結果についてはあまり、要所要所ってということで御説明いただいたというようなところですので、実際は中身については当然、全部網羅して御説明していただいている訳ではございませんので、各先生方の方でお読みいただいて、御指摘・御質問いただくというような形にならざるを得ないと思います。

#### A委員

いや、そういう事ならそうなんですけど、メールで意見出しても後で返ってきて、それをまた返してということではできるんですか。その意見に対してこれはおかしいんじゃないかという。

#### 事務局（楠本参事）

それは質疑応答ですので、やらせていただきます。

#### A委員

わかりました。では、まず調査の件に関してさっきも言いましたけど、調査期間が、提案書を出す前からもう調査やっているということですよ。そんなやり方で手順としてはいいんですかね。提案書出す前からもう調査やって、大体決まって、委員の意見を聞いて、足りない部分はちょっと調査する。だけど期間がものすごく短いので、例えば昆虫なんかは赤トンボの部類は大体10月以降でないと出てこないし、見てもアキアカネとかナツアカネがいるはずなのに、出てない。そういう、大体決まって、ちょっとだけ補足すればいいというような考えでいいんでしょうか。

#### 中央復建コンサルタンツ株式会社

ただいまの御質問につきまして、昆虫類の秋の調査は10月20日に任意採集をやっておりますのと、それとは別の日になりますが、10月13日から14日にかけてトラップ法、ベイトトラップとライトトラップをさせていただいているというのが10月の秋の調査の日程になります。10月中旬に実施しているということで、御指摘いただいたように秋の深まってきた時には、調査をこの場所ではしていないことにはなりますけれども、昆虫が出て来やす

い時期を捉えるため、春から秋にかけて回数を分けて調査をさせていただいております。あと、昆虫の調査はそういう時期にさせていただいているんですけども、哺乳類の調査で11月に現地に入っていたりもします。魚の調査だったら11月下旬頃に入っています。重要種に該当しないものについては、確認してもすべて記録しているということはないんですけども、そういう昆虫類以外の調査で重要種の選定基準に該当する昆虫種があった場合には、そこで記録を取って追加するというのをさせていただいております。赤トンボ類がリストに入っていないという御指摘はそのとおりで、リストに入っていないのですが、重要種にかかってくるようなものは、できるだけ他の項目の調査でも見つけた場合には記録するという方法を取らせていただいております。

#### A委員

というのは、確かナツアカネとかアキアカネというのは希少種で、大阪府のレッドリストに載っていたと思うのですが、そういうのが近隣にも出てるし、チェックしてもらわないと、具合悪いのではないかなと思います。昆虫の調査の日程を見ても、秋季は平成30年10月20日の1回ですね。これを何人でやったのでしょうか。1回で全域回って調査したということでしょうか。それから春も令和元年5月27日と令和2年5月20日の2日間だけしかやってないですね。夏も令和元年8月8日～9日の1回しかやってないですね。2日間しかやってないですね。それで昆虫なんかは移動しますから、植物と違って見つけるためには、そんなに少ない日程でできるのでしょうか。

#### 中央復建コンサルタンツ株式会社

今回、調査員の人数は、手元に記録がなくて正確にお答えできないので、今この場で答えるのは控えさせていただきますけれども、1名ではなく複数名でさせていただいております。あと、調査の日数が少ないんじゃないかという御指摘なんですけど、道路環境影響評価の技術手法ですか、環境省の出しているマニュアル、そちらには具体的な調査の回数までは記載がないのですが、そのマニュアルとか、他の事業の事例とかを参考にさせていただきまして、加えて、今回、公共事業で税金を使って調査するということも踏まえまして、調査の事業の規模と他の自治体とかで実施されているアセスの調査の回数を勘案させていただいて、非常識でない範囲で調査をさせていただいているという次第でございます。

#### A委員

だけどやっぱりなんか少ないような気がしますし、時期も昆虫でしたら5月より6月とか7月の初めぐらいまでの方が種類が多いのではないのでしょうか。

#### 中央復建コンサルタンツ株式会社

昆虫の調査は、任意採集法で5月の20日と27日にさせていただいておりますけども、先ほども申しましたけれども、他の項目で6月に現場に入っている時には、確認した重要種を記録していることもあります。また、5月は春季として調査させていただいております

ので、6月になってくると逆に確認できない種もあるということで、5月のその時期を今回は選定させていただいております。

#### A委員

それを言うなら、4月、5月20日になると出てこない種もあるのじゃないでしょうか。逆に、春しか出てこないのもありますから。

#### 中央復建コンサルタンツ株式会社

それをどこまで網羅するかという点については、回数もやればやるほどたくさん出てくるのは仰るとおりだと思いますけれども、今回はこの回数で実施させていただいております。

#### A委員

ちょっと納得はいかないですが、できるだけ、特に吹田は自然が残っている場所が少ないので、普通種であってもものすごい貴重なものになるんです。だからできるだけ網羅していただきたいと思います。特に大阪府のレッドリストに載っているような種は、あらかじめチェックしているはずなんですけど、それが出てきそうな時期にやって欲しかったなと思います。

#### 会長

私は専門ではございませんので、中身についてはそれが十分なのか、あるいは不十分なのかというのは正直分らないのですが、例えば、8-2ページに、委員会として審査書をお出ししておりますので、その中で「動植物の調査については」というところの文章で「対象とする種に対して、適切な調査時期、調査地点等を十分に検討し、必要な調査は追加すること」ということを8-2ページに書かせていただいておりますので、それに対してどのように対応いただいて、ある根拠を持って適切であるというようなことを言っていただく必要があると思いますので、それにつきましては後日で結構かと思っておりますので、何らかの形で示してください。今の御見解で十分であるということであれば、そのような内容で。後はこの委員会でどういうふうに対応するかというようなことになるかと思っております。根拠については、今仰ったことを文章化していただくということになるかもしれませんが、御対応いただければと思います。他にいかがでしょうか。

#### A委員

植物の方ですけど、希少種に関しては移植するっていう言葉、何回も出てくるんですけど、それ本当に移植できるんですか。こんな簡単に移植しますと書いて。2、3年は持っても、事後調査が3年までしかやってないでしょう。大体移植すると2、3年は持つけどもその後はなくなってしまうことが多いんですが。そんなに簡単に移植するというのを書いていいんでしょうか。

#### 中央復建コンサルタンツ株式会社

植物の移植につきましては、先ほどの御説明の際にも申し上げたんですけれども、ギンランとタシロランを移植する計画としておりますが、どちらも移植が非常に困難な植物で、移植をしたから確実に保全できるとは言いきれないというのが正直なところです。ただ、何もしなくても移植をしなければ確実になくなってしまいますので、あるものにつきましては、移植をするということで対策をしたいと思っています。移植先の場所なんですけれども、事業計画地の周辺で同じ植物が生えている場所を見つけておりますので、ギンランもタシロランも従属栄養植物で菌類との共生が必要なもので、根っこ、土の中に共生できる菌がいるかどうかというところが重要になってくるかと思うんですけれども、同じ種が生育している場所の周辺であればその可能性が少しは高くなるだろうという考えに基づきまして、そういう場所を選定しておりますので、そこに移植させていただいて、移植後もしばらく事後調査で様子を見て、うまくいけるかということを確認しながら進めていきたいと考えております。

#### A委員

これまでいろんなところでギンランの移植はやられてるんですけど、あまり成功したという話は聞いたことがない。それなのに移植してやりますって言う、それ無駄ちゃうかなと思うんですけど。それやったらもう現地で保護してくれというふうに思います。

#### 会長

他にいかがでしょうか。

#### 副会長

12-79ページのところで、ヒートアイランドで将来予測もされているんですが、将来予測して緑被率28%まで増やすと少しましになったということですが、とはいっても現状よりもまだ少し温度が高いということですので、これはやっぱりさらなる対策等を、是非考えていっていただきたいなど、将来的に、というふうには思いますので、これで「評価目標を満足するものと評価する」という結論というよりは、「さらに目標を目指して頑張ります」と。こういうような書きぶりの方がいいんじゃないかなという気は多少しました。

#### B委員

副会長のお話、私ももつともだなと思ってるんですけども。ただちょっとお聞きしたかったのが、今回処分される土地はどういうものを建てられるか、地主の方の御自由な裁量範囲だということが多いと思うんですけども、今回の処分の中で、例えば土地利用に関して地区計画のようなものとか被せるっていうことは可能だったりするのでしょうか。多分、今のこの区画整理事業だけでは、副会長が言われてるようなことってなかなか書きにくいんだと思うんですよね。もしそういう他の行政手法みたいなものが重ねられるのであれば、そういった土地利用に関してこういうことを努めてほしいということがメッセージとして伝えられないかなというふうにちょっと思ったんですけれども。これ全く分からなくて、お聞きしているという感じなんです。

会長

先ほどの副会長のお話も含めまして、事業者の方から何かございますでしょうか。

吹田市土木部地域整備推進室

さらなる対策をとということに関しましては、ちょっとこの場で即答は出来かねるんですけども、環境配慮に向けて取り組んでまいりたいというふうには考えております。もう1件の土地利用に関しまして、地区計画という違う制度を使うことはどうなのか、ということなんですけれども、地区計画につきましては地権者の全員合意という形になってまいりますので、この場で直ちに地区計画制度が導入できるかどうかは、難しいところがあるんですけども、いわゆるまちづくりを進めていく上で、ルール作りの内容も加味しながら、地権者の今後の土地利用に関してのお考えを聞く中で、何かまちづくりの方向性を合わせるようなことができればというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

副会長

難しいというのは私も非常によくわかるんですけども、やはり昨今の、環境に対していろんなことをやっていかないといけないという風潮もあるんで、是非そこは強いガイドラインというか、逆に何かインセンティブを与えるとか、そういうふうなことで、是非進めていただきたいなという希望ですけども、よろしく願いします。

会長

他にいかがでしょうか。

D委員

12-294ページの上側の、自動車の走行による交通混雑及び交通安全の予測手順のフローなんですけれども、一番上のところに都市計画道路の将来交通量、これ多分2030年でやっていて、それとは別に右側に事業計画があって計画人口、その発生原単位を求めて被せてるんですけども。その都市計画道路の将来交通量には、この地域の事業計画の計画人口増は入ってないんですか、というのが1点と、それからこの資料の中では計画人口ってどこに書いてあるのかというのがよく分からなかったんですけど、その2点を教えてください。

吹田市土木部地域整備推進室

計画人口でございますが、評価書案の3-3ページの中ほどでございます。「なお～」という段落でございますけれども、約2,300人であると、これが該当すると思います。

D委員

2,300人っていうのはトータルの人口ですよ。そうすると、交差点別の交通量を求めようと思ったら、ゾーニングをして分けてやるんじゃないかと思うんですけども。そういう考え方でやってるわけですか。全体的にどういうふうにして交通量を算出しているのか

よく見えないので。といいますのは、交通量の推計結果が、後から騒音のレベルだとか振動のレベルでとかに効いてくる、大きな数値になってると思うんですね。例えば12-302ページ辺りを見てもみますと、現況の交通量に対して予測交通量がかなり増えてますよね。e-1は25,000から32,000とか、e-2で12,000から22,000とか、e-3はもっと多くて6,900から18,850という形でかなり増えてますので、これがどういう理屈で増えてるのか知ろうと思うと、先ほどのフローではちょっとよく知らないで、理解というか解釈できないところがあるので教えてください。

中央復建コンサルタンツ株式会社

まず、先ほど説明した地域の将来人口2,300人をもとにして発生集中交通量をゾーニングしてブロック分けしました。2,300人に対する発生集中量を各ブロックから発生させ、それが道路側へどう通るかを考え、道路の方の増加交通量を元のデータに加算させていただいております。交差点につきましては、右左折等の細かなその地域の動きにかなり大きく影響されるということで、この地域の発生集中交通量を適用しております。大気・騒音・振動の予測につきましては、平成30年をもとに予測しました将来の計画交通量をベースとして予測しております。そこの中におきましては、発生集中交通は適用していないという形になっております。大気・騒音・振動の方で予測に用いております計画交通量と申しますのは、ボリューム的に大きな道路2つ、佐井寺片山高浜線と豊中岸部線がそれぞれe-4つという交差点で両方交わるんですが、そちらの方で佐井寺片山高浜線が1日12,600台、豊中岸部線が1日18,600台という計画にしております。発生集中交通量につきましては、1日700台、800台見ておりますが、大気・騒音・振動の方の計画交通量を見ていただきますと、大気・騒音・振動等の予測に与える影響としてはそんなに大きくないというふうに見ておりますが、交差点につきましては、そこからの細かな右左折の影響が大きいだらうということで発生集中交通量を乗せているということでございます。

D委員

そういうことははっきり書いておいてください。

中央復建コンサルタンツ株式会社

はい。

D委員

そうしないとよく見て分からないところがあるので。もうちょっと僕も読み込んでみると、質問したいこともあるんですが時間もありませんので、また文書でお聞かせ願います。

E委員

3-23～3-24ページに対する将来ビジョンのところ、これは是非御用意下さいと言った責任もあるのでコメントさせてください。完成年が2030年という、国際潮流としては、ガソリン車って製造禁止になって、しかも同時に国内やと高齢化率30%超えみたいところか

ら、この道路って出発するじゃないですか。その時に、この3-23、3-24ページの見開きの右下のこの道路の図が、例えば右側で青の自転車道になっているのは、どっちかというと僕、自転車だけじゃなくて健康ウォーキングとかいろんな健康増進インフラとして地域の人々が使っていて、その横の車なんていうのはまるでガソリン自動車のような絵が描かれてるんですけど、これって配送用の人手不足に対して、ラストワンマイルを自動運転車で動かすみたいなビジョンのところの設定年じゃないですか、2030年ていうのは。だからその辺のイメージ感っていうのが、多分この間の住民説明会を見てると、ちょっとオールドファッション、古いんじゃないかっていうような御指摘が多かったように見えるんですね。特に今回、コメントもこちらにも出てますけど、住民の方々、グリーンインフラとかを使った気候変動適応とか、本気で脱炭素化をやれというような先導的な御意見ですとか、どちらかというところとかタワーマンションとか人工資本じゃなくて、もっと里地里山みたいな自然資本、今日、A委員からもコメントあったんですけど、自然資本みたいな方を重視した街区にしたいというような御意見がたくさん出てたと思うんですよ。だから少しこの間のビジョンをアップデートするのは怠らせずにやっていただいた方がいいんじゃないかなというのが、この間の住民説明会で受けた率直なコメントです。

会長

まだまだあろうかと思いますが、予定では次の議題もありますので、とりあえずここで一旦、この件についての審議は、今日は終わりにさせていただきたいと思います。先ほどの事務局の説明のとおり、後日、意見の集約がございますので、他の委員の御意見につきましては、その際をお願いをさせていただきたいと思います。

中央復建コンサルタンツ株式会社

先ほどの発言を訂正させていただいてよろしいでしょうか。現地調査に入る前に、既存資料調査を実施させていただいておりました、ナツアカネ、アキアカネが吹田市で確認されているという情報、記録があるということは認識した上で調査をさせていただいておりました、A委員の御指摘いただいたようにちょっと時期が違うんじゃないかということももしかするとあるかもしれませんが、調査の日程の設定の考え方につきましては、先ほど説明させていただいたとおりです。ナツアカネ、アキアカネは仰っていただいていたように大阪府のレッドリストの準絶滅危惧種に該当していますので、そのことは認識した上で調査してまして、出てきた場合は記録するという事で他の項目でも注意しながら調査してありますが、今回出てきていないので記録に載ってないというのが事実です。

会長

では、次第の3に移りますので、事業者には退出をしていただきまして、新たに説明をする事業者の入室をお願いいたします。

< (仮称) 吹田市藤白台5丁目計画 >

会長

次第3の審議事項、(仮称)吹田市藤白台5丁目計画、(1)審査会委員等の意見について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局(永井主査)

最初に、本事業の経緯及び本日の流れを御説明いたします。本事業は、本年4月に事業者代表である株式会社日本エスコンから本市へ環境影響評価提案書が提出されましたので、令和2年6月に第1回目、9月に第2回目の審査会を開催し、委員の皆様には事業計画や調査予測評価の方法等について御審議いただきました。

本日は、前回、前々回の審査会において頂戴いたしました御意見に対する回答及びその補足を事業者から説明していただきますので、その内容につきまして御審議をお願いいたします。

なお、多くの御意見をいただいております現在の土壌汚染については、土壌汚染対策法に基づき形質変更時要届出区域に指定され、解体工事に引き続いて法と条例の下で対策が実施される予定でございます。開発工事開始までに対策が完了することから、アセスの評価対象とはなりません、その適切な実施はアセスでの土壌汚染の予測評価の前提となりますので、その観点での御意見をお願いいたします。

質疑応答ののち、特に大きな問題がないと判断される場合には、引き続いて、事務局にて作成いたしました本事業に係る審査会意見案につきまして御説明いたしますので、御審議をお願いいたします。

会長

今の御説明につきまして、何か御質問ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。それでは、事業者から御説明をお願いいたします。

株式会社KANSOテクノス

資料の説明をさせていただきます。

なお、審査会委員にお配りしている資料には、資料3-3の後ろに前回審査会の資料の一部をつけております。資料番号4から始まる資料は前回審査会のものと御認識いただければ、と思います。

それでは、まず資料3-1。こちらは、前回、第2回審査会以降にいただいた意見への事業者の回答となっております。

まず番号1について御説明させていただきます。こちらにつきましては、さきほど事務局からも説明がありましたが、土壌汚染の予測について、御意見をいただいております、対策としては掘削除去を想定されている中で、現時点でどのようなリスクを想定され、予測法を考えておられるのか、と御質問いただいております。これにつきましては、前回の環境影響評価審査会にて説明させていただいたように、現在、吹田市環境保全指導課の指導に基づき、土壌汚染状況調査を実施し、土壌汚染が確認された区画については、調査結果報告書を提出し、形質変更時要届出区域の指定を受けることとなっております。その後、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、関係部局と協議を行い、必要な対策を実施していく予定としております。開発工事前の解体工事期間中に土壌

汚染に対して必要な対策を実施することとなっておりますので、今後、審査会や評価書等にて、土壌調査結果及び実施した対策についての報告をさせていただきたいと考えています。法に基づいて対策を実施させていただきますけれども、当然、汚染拡散防止のための対策も十分行っていく所存でございます。都度、経過報告等は審査会にて御報告させていただきたいと考えております。

続きまして、番号2、審査会委員等からの意見に対する事業者回答について、今後検討するという趣旨の回答が多くあることから、評価書案において、どのように対応したのかがわかるように記載してください、という御意見をいただいております。本事業の提案書への御意見に対して、検討すると回答させていただいたものにつきましては、出来る限り検討結果を評価書案に記載いたします。なお、前回、第2回審査会にてお示した事業計画の変更により、今までの回答に変更、追記を行う回答につきましては、その内容について、資料3-3に赤字で記載いたしました。こちらにつきましては、後ほど御説明させていただきます。

番号3、事業計画地から藤白台1号線への出入口へのバリカー設置について、交通安全面から、設置するように進めていただきたい、という御意見につきましては、事業者としましては、関係各課と継続して、今後もバリカー設置について協議を行っていくこととしております。

続きまして、番号4、隣接する北千里高校に対しての御意見につきましては、今後も十分な対話を行い、協議の上、必要な対策を行ってまいります。

番号5、前回お示したランドスケープデザインについてですが、資料3-3に前回資料をつけておりますので、よろしければ、そちらも御覧いただければと思います。前回お示したランドスケープデザインについて、千里緑地に接する西側広場、フットパス、菜園の利用について、マンション居住者のみの利用とならないよう、という御意見についてです。前回審査会にてお示したランドスケープデザイン案に掲載している西側広場、フットパスなどは地域住民の方々も利用可能とする計画ですが、菜園については、管理上の問題もありまして、マンション居住者のみの利用となる計画としています。なお、集合住宅区域の広場や緑地等の利用につきましては、セキュリティの面からの検討も必要となりますので、その配置等も含め、今後計画検討してまいります。

番号6、前回お示した造成計画図について、地盤高の高さを含めた建造物のボリュームを確認できるようにしてほしいという御意見につきましては、資料3-2に計画地盤に計画建物をのせたイメージ図を作成しております。資料3-2ですが、解体前の建物と建築後の建物、それから比較検討という3つのイメージ図を載せております。向かって右下にありますのは、立面の方向を示した図です。委員の方々はじめ皆様は、現在解体中の国立循環器病研究センターの建物はよくご存じだと思いますので、そちらもあわせて掲載することとしました。イメージ図では、計画建物の図も国循の旧建物の図も地盤の高さは今後造成する計画地盤の高さで示しておりますが、旧建物の図の作成にあたっては、現状地盤で作成しておりますので、旧建物の高さが必要以上に高くなっているとか低くなっているというようなことはありません。なお、資料では、イメージしやすいように国循建物を掲載しておりますが、評価書案の景観モニタージュでの予測評価の際には、解体後を現状としておりますので、解体後と新しい計画建物のモニタージュにて予測評価を行います。なお、今後、

現在検討中のランドスケープデザイン及び関係室課との協議内容を踏まえた植栽計画を、今作成している建物のイメージ図の中に盛り込んだ形でモンタージュを作成していくこととしております。

続きまして、番号7、木材の積極的な利用につきましては、計画建物の建築にあたっては、利用可能な箇所での木材使用に努めるとともに可能な限り大阪府内産材の採用に努めるとのこととしております。

番号8、特定外来生物が事業計画地に侵入した場合には速やかに駆除すること、という御意見につきましては、事業計画地において、特定外来生物が確認された場合には、速やかに駆除を行うこととしております。

番号9、緑化計画に関して、千里緑地の既存植生だけでなく、地域の在来種を選定すること、という御意見につきましては、緑化計画を策定する際には、千里緑地及び周辺地域の在来種を考慮していくこととしております。

番号10、景観について、可能な限り早期の段階から、特に道路際の設え等について担当部局と景観に関する協議を行っていただきたい、という御意見につきましては、現在、吹田市都市計画室より、景観配慮事項についての御意見をいただくなど、本事業計画の景観・デザイン等についての協議を開始しております。

番号11、事業計画図の開発道路幅員について、関係室課との協議を行っていただきたいという御意見につきましては、事業計画地内の開発道路につきましては、吹田市開発審査室、総務交通室と協議を行い、計画検討を行っており、今後も継続して、関係室課と協議を実施してまいります。

番号12、事業計画の北側法面について土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている区域があり、この位置について大阪府に確認を行い、是正が必要な場合には、大阪府や関係室課と協議を行っていただきたい、という御意見につきましては、これらの指定箇所につきましては、大阪府に位置確認を行っております。なお、大阪府茨木土木事務所及び吹田市開発審査室、公園みどり室と該当箇所への対策について協議を行っております。

番号13、藤白台1号線と開発道路が接続する箇所の道路形態について、関係室課、交通管理者及び周辺住民と協議すること、という御意見につきましては、御意見の接続箇所の形態につきましては、関係室課、道路管理者及び周辺住民と協議を行ってまいります。

番号14、工事等により遺構・遺物が発見された場合の対応及び提案書に記載の文化財の記述の修正に関する御意見につきましては、御意見のとおり対応させていただくこととしております。

続きまして、資料3-3になります。

第1回審査会の際に、審査委員の方々から頂戴した御意見への事業者回答を変更追記したのになります。この回答につきましては、提案書提出時の計画に基づく回答でしたが、第2回審査会にて計画を変更しております。そのため変更した計画に基づく回答として、一部、変更・追記を行っております。前回審査会におきまして、変更による回答の追記を主だった御意見についてのみ、御提示いたしました。一部抜粋ではわかりにくいと御指摘もございましたので、資料3-3については第1回での御意見を全てお示しし、事業者回答を変更・追記した箇所を赤字で示しております。

簡単に内容を説明させていただきますと、前回審査会にてお示ししたのは、入れてお

ります番号、3番、7番、18番、20番、39番、51番になります。それも合わせて説明させていただきますが、まず、景観、緑化、建物のボリューム感についていただいている御意見としましては、1番、2番、3番、54番の4つになります。こちらにつきましては、さきほど御説明したものと同じになりますが、資料3-2のボリューム感を検討しているということと、前回の審査会において資料4-4としてランドスケープデザインのとおり検討していることを御説明させていただきました。それから、景観につきましては、事業者としても検討しておりますが、今後、都市計画室とも協議を行ってまいります。それ以外としましては、2番に記載しておりますが、緑地の管理について言及されていないと御指摘いただいております。これにつきましては、第1回審査会においては今後検討してまいりますとお答えさせていただいておりますが、完成後の緑地の管理につきましては、集合住宅、老人ホーム、商業施設それぞれの区域ごとの管理を計画していることを追記しております。また、土壌汚染につきましては、6番、7番、11番、55番の4つ御意見をいただいております。こちらにつきましては、変更という形で書かせていただいております。国立循環器病研究センターによる土壌汚染概略調査結果において抽出されたもの、それ以降事業者が土壌汚染調査を実施しているという内容、それから今後対策を実施していくという内容になっております。それらの内容につきましては、今後評価書等において報告させていただくということを記載しております。

それから事業計画の変更に伴う市道藤白台1号線への車両流入に関する御意見としましては、18番、39番、47番、48番、49番でいただいております。こちらにつきましては、前回資料4-2に示しましたとおり、藤白台1号線への車両流入を減らしていくということを書かせていただいております。それから、20番につきましては、歩行者の往来について御意見を頂いております、歩行者の往来に対する評価が入っていないと御意見をいただいております、こちらにつきましては、それを入れさせていただくという回答になっております。同様の御意見を40番でいただいております、こちらにつきましても予測評価を行うということと、交通安全について、自転車や歩行者の安全を確保するための対策を示していくということに記載しております。それから12番についてですが、保育所の1階は何になるかという御質問に対して、当初エントランスの2階になると回答しておりましたが、計画変更により、保育所1階は集合住宅Aの共用棟になることを記載しております。13番につきましても、住宅や保育所の計画に対して公園の面積が少ないと御意見をいただいております、これについては追記の形にさせていただいております。保育所につきましては、認可保育園を目指しておりますので、保育所の規模や園庭、保育所用駐車場などについて、現在、関係各課と協議中です。なお、前回お示した計画変更図には記載しておりますが、保育所専用の駐車場を設置する計画としております。15番、老人ホームは、店舗やけやき通りなど、騒音源となる施設から離れた場所に設置する方がよい、という御意見につきましては、追記させていただいておりますが、老人ホームの配置変更を行っております、けやき通りから少し離れた位置に配置することとしております。

変更をかけた回答につきましては、以上となります。

以上で、資料3-1、3-2、3-3の説明を終わらせていただきます。

会長

ただいま資料3について御説明いただきましたが、いかがでしょうか。御意見・御質問などがありましたら、お願いいたします。

F委員

配置が変わったようではすけれども、老人ホームがありますし、また別に老人ホームでなくても普通の住宅に住んでいる人が車いすで一人でお出かけになられる方もおられると思うんですね。この街全体としてバリアフリーになっているのでしょうか。一人で車いすでお出かけられるとき、坂道であったりすると大変困られると思うんですけれども。どんな様子でしょうか。

株式会社IAO竹田設計

基本的には道路、歩道などバリアフリーになっていまして、車いすでも移動できるような勾配の道路、歩道になっています。

F委員

特に坂道になっているとか、幅が十分にあるとか。

株式会社IAO竹田設計

もともと傾斜のある土地ですので、多少坂道はありますけれども車いすでも通行できる勾配になっています。

F委員

おひとりでも大丈夫ですか。

株式会社IAO竹田設計

一応、開発の基準に沿ったものになったものかと考えています。

F委員

できるだけバリアフリーになるように。

株式会社IAO竹田設計

出来る限り勾配は緩やかにと考えています。

F委員

それから、この全体の配置図をみてますと、集合住宅のB棟でしょうかね、真ん中にあるところを出ると両側がほとんど駐車場が見えてしまう感じになっていますので、もう少し景観を考えていただいて、駐車場を減らすことができなければ立体にするとかにして、もう少し緑地帯とか花壇を置いたりベンチを置いたりして、くつろげるようなスペースをつくることはできないでしょうか。

株式会社IAO竹田設計

そのあたりは、一応、附置義務台数という決まりがありますので、出来る限り緑地、バッファゾーンを設けて歩行者も圧迫感のないような感じで計画配置できるよう継続的に検討していています。

F委員

どっちを見ても駐車場という感じですので。よろしく願いいたします。

会長

他にいかがでしょうか。

G委員

建物の圧迫感の話なんですけれども、もともと高度地区で31mというのは最低限守るべき基準として既に示されているのであって、従前の45mより低くなるから配慮されているというのは議論としておかしいのではないか。31mを基準として守った上で、さらに今の議論が始まるべきである。分棟化であったり、いろいろ意見を出させていただいているんですけれども、別に抜本的に変わっていないですし、この階段状になっているところも、道路側、南側からですとあまり影響がないように思えまして、このあたりがやりとりの中であまり進展していかないな、という印象があるんですけれども、どのような検討がおこなわれているのでしょうか。

もう一点、緑地の管理の話がありましたが、敷地内の緑地それぞれにやります、というのは、もちろんそうなることだと思いますが、一体として管理する方法、共通のルールとか協定であったり、取り交わしであったり、そういったものがないと、管理できないところは緑地の質が下がっていきますので、ソフトの取組も実施していただきたいなと思います。

株式会社IAO竹田設計

景観のボリュームについてですが、前回の審査会でもお話しさせていただきましたが、ボリューム自体、ある程度決まってしまう部分がありますので、道路際は植栽で歩行者からの建物の見え方、圧迫感を軽減するとか、マンション建物の壁面、こちらをデザインで分節化してみえるようにする形で、デザインでそのあたりをカバーしていきたいと考えています。

G委員

建物の分棟化であったり、そういった抜本的な対策はしない、ということで理解してよろしいでしょうか。

株式会社IAO竹田設計

出来る範囲で、検討してまいります。大きくは変更できないと考えております。

## G委員

できないのであれば、いろいろ緑化であったり、色彩であったりという工夫でどこまでカバーできるのかということの方が大事になるかと思っておりますので、他の課とも協議しているという話がありましたけれども、そこをどれだけ充実できるのかということにかかっているかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

## 株式会社日本エスコン

緑地の管理についてですが、御質問いただいたように、具体的にはそれぞれ管理することになります。先ほど先生がおっしゃられた全体で規約を作って管理をしようと考えておまして、そのあたりの設定を今後していきたいと考えております。

## 会長

さきほどG委員がおっしゃった景観の話で、これは質問だけではないんですけども、回答について我々審査会が納得してOKを出している訳ではございませんので、そこは誤解のないようお願いいたします。これで評価書をお作りになった場合に、それに対して評価できない、通せないという可能性もある訳ですので、そのために今議論をしております。

この景観について、分棟化もしないとか、可能ならしめますというのは可能でないと同じことですので、する気がないという御意見に聞こえるんですね。何が可能で、何が可能でないかという基準はありませんから。ですから、そこだけは御理解いただいて、これに対して今示している案の資料3-2とか、これ、まだ景観モニタージュの段階になっておりませんので、これでいいか悪いかの評価は我々できておりませんので。

そういう御理解をした上でお考えいただきたいという、これが私の個人的な意見です。

## 株式会社KANSOテクノス

景観につきましては、次の評価書案の際には、当然このような四角の箱ではなく、色、植栽も入れたモニタージュをお示しさせていただきたいと思っております。

今回作らせていただきました資料はあくまで、ボリューム感、どのくらいのボリュームになるかというものをこんな感じで考えていますという計画段階、検討途中のものを示したものです。今後、いただいた御意見も踏まえて、事業者の中で検討していきたいと考えております。

## 会長

よろしく願いいたします。他、いかがでしょうか。

## A委員

街づくりコンセプトについて、SDGsという言葉を出されておられるのですが、これ、かなり幅が広くて、なにをやってもSDGsになるのではと思うんですが、これは目標があってそれをどこまで達成するかというのを書いてもらった方がはっきりするのではないかと。何々やります、だけでは、本当にできたのかわからないので、どこまでやりますと書いた方がよいと思うのですが。

株式会社日本エスコン

街づくりコンセプトにつきましては、多世代型の世帯の街ということで、保育園から高齢者施設まで幅広い世代に長く使ってもらえる街を目指し、継続して街づくりに取り組むことから、SDGsを取り上げてコンセプトを検討しております。そういったことを目標に、長く、どういう形で街づくりをしていくのかということは今後どんどん落とし込めていければな、と考えております。

会長

資料4の議事が残っております、まだいろいろ御意見を伺うことができればよいのですが、大分、時間も押しておりますので。とりあえずここで次第3の(2)の審査会意見案について事務局から御説明いただきたいと思っております。お願いします。

事務局(永井主査)

それでは、資料4を御覧ください。こちらは、審査会意見案ということで、事務局の方で作成しておりますが、本日色々な御意見をいただいておりますので、そちらを盛り込むことも考えて最終的なものを作っていきたいと考えておりますので、とりあえず今日は、かいつまんで説明させていただきます。

温室効果ガス・エネルギーにつきましては、まず現況調査の中で、類似事例における先進的な環境取組について調査すること、また予測及び評価については、計画で予定している環境取組を実施した場合としない場合の予測を定量的に行い、それを比較して評価すること、具体的な環境取組としましては、ZEH住宅や太陽光などの最大限の設置のほかに、さらに先導的なまちづくりの取組、例えばEVカーシェアリングなどについても検討することという意見をつけております。

ヒートアイランド対策につきましては、類似施設において、先進的な取組について調査すること、また、今回、予測及び評価の方法として提案書にでておりますCFDに基づく解析については、対策への適用過程を明確に示すこと、環境取組につきましては、具体的などころで駐車場舗装や建物の工夫などで、計画地内のヒートアイランドを防ぐとともに緑陰を形成することなどで、隣接する道路等にも効果がある遮熱対策に努めること。

生態系につきましてはですけれども、こちらについても、千里緑地の植生調査の際は、竹藪になってしまっております「現在の植生」だけでなく、「地域に由来する在来植物」についても調査をし、それを環境取組に反映して、特に千里緑地に接する部分についてはそれを反映するよう留意することとしております。特定外来生物は速やかに駆除すること。

この意見案は、提案書に対する意見案ですので、この後の緑化、景観、交通に関しましては、大分計画を変更しておりますが、計画変更前の状態への意見ということでまとめております。

緑化、景観につきましては、景観の視点場については遠方も含めて景観の変化を予測できるように選定すること。また緑化につきましては、条例に定められた緑化率に加えて、緑化率に換算されない緑化についても緑被率などの観点で、予測評価することとしております。また、環境取組については、色々御意見が出ておりますけれども、現在の周辺の景観

への圧迫感を考えて、分節、低層化、色彩の選定、緩衝緑地の設置などの軽減対策に努めることという意見をつけております。また、立地する場所が緑豊かな環境であることとの調和に配慮をして、計画地の周縁や沿道部分などのみどりの連続性を確保して、周辺地域からも有効な緑化に努めること。建物の設計においても、周辺の緑地や公園に配慮した景観の形成に努めることという意見をつけております。

交通につきましては、すでに対策されている部分もありますけれども、それも含めて出しております。現況調査につきましては「歩行者の往来」を環境要因として設定して調査する、同じく予測評価するということをおこなっております。また、発生交通量や道路交通量増加分の推計値について明らかにすること。具体的な環境取組としましては、工事用車両の通行については、周辺が住宅街であることに注意して通行ルートを選定すること、すでに対策がされておりますけれども、藤白台1号線の交通量が大幅に増加することから、事業計画の見直しを含めた交通対策を検討すること、あるいは、けやき通りとの出入口について、右折入退場による交通問題が懸念されますので、そちらについては予測評価の結果を基に、安全性の向上に資する対策を検討すること。道路幅員やいろんな通行帯の設置など道路計画については、評価の結果を検討した上で、負荷の軽減対策に努めることとしております。また通学や保育所周辺の通行などの安全性にも配慮してくださいということです。

先ほど申し上げましたけれども、土壌汚染につきましては、付帯意見という形でつけております。土壌汚染につきましては、解体工事中に行われた調査において、土壌汚染対策法についての形質変更時要届出区域に指定されました。これにつきましては、吹田市の所管部署の指導に基づきまして事業者が解体工事に引き続いて対策工事を実施し、開発工事開始までに完了する計画としております。今回の環境影響評価は、開発工事に伴う影響を評価するもので、解体工事は対象としていませんが、開発工事の影響による土壌汚染の予測評価には、現在の汚染について十分な調査と適切な対策が実施されていることが前提ですので、以下の点については、付帯意見という形で申し述べるということで、以下の3点をあげております。

「土壌汚染状況の調査は、土壌汚染対策法に基づいて適切におこなうこと」、「汚染土壌については、汚染物質の拡散が起こらないよう留意して除去、入れ替えを行い、開発工事開始までに対策を完了すること」、「実施した調査の結果と対策の内容について報告すること」の3点をあげております。

以上、審査会意見案として出しておりますが、これに追加修正等ございましたら、御遠慮なくお申し出いただきたいと思っております。

会長

それでは、今御説明いただきました審査会の意見案でございます。何かございますでしょうか。

D委員

一番最後のページの付帯意見のちょっと上ですけれども、エのところ、道路幅員、歩行者に係るところで、法令遵守はもとより、という言葉が入っているが、なぜこんな言葉が入っているのかわからない。今まで審査会意見で法令遵守の話なんてなかった。特にこ

れをいれないといけない事情があるのでしょうか。

事務局（永井主査）

法令遵守はもとより、というのは、法に基づいてというのが回答によく出てきますので、それだけではなく、周辺住民や関係機関と協議してより良いものをとということで入れましたが、ふさわしくないということであれば、削除させていただきます。

会長

他はいかがでしょうか。

H委員

4の景観についての（2）環境取組のところ、さきほど議論のあった長大な壁面の建物ができるということで、例えば資料3-2でも確認できて、これはかなり問題があるのではないかというふうに思いますので、例えば分節提案、またファサードデザイン、色彩を選定するだけの話でなくて、総合的に考えてもらうということも必要だと思いますし、先ほどのそれこそ分棟とかも、そういうところも含めて、ここには分節とかしか入っていないんですけれども、そういうことも含めて検討いただくということを、ここの事項の中に記して頂いた方が良いでしょう。

E委員

1の温室効果ガスのところで、このマンションの完成が2025年ですかね、2025年か26年かそのあたりだと思うんですが、その3年後、4年後に2030年という、いわゆる3割削減という、国の目標である3割削減という目標をたてていますので、それに対する評価が少し甘いような感じがします。現状の原単位を現況調査で使って、トップランナーの原単位にするので減りますという話ではなくて、ちゃんと3割削減の道筋が示されるように評価されることを期待しています。

会長

意見案としては、いかがですか。

E委員

意見案としては、これはこれで定量的に最新の動向と比較してと書かれているんですけども、これは数値目標を書いた方が良いでしょうということですか。

会長

先生のお考えは、いかがでしょう。

E委員

それは書けるほうが良いと思いますが、それは評価書の方で判断することで良いと思います。

会長

今日の議事を踏まえた上で、意見書を修正して、また案を作っていただくということになりますが、今日は時間が足りないところもありますので、何か御意見があれば、この後でも、意見案について御意見をいただいてもよろしいですね。その上で修正を行っていただくという段取りになりますが。他になければ、それを前提に、この審査会意見案についての審議を終わります。よろしいでしょうか。

それでは、今後の本案件の審査会答申作成の流れを事務局から説明をしてください。

事務局（永井主査）

本日、御審議いただきました資料4審査会意見案に、いただいた修正を加えまして委員の皆様にご確認をいただいた後、会長、副会長に最終の御確認をいただき、本事業の提案書に係る審査会意見を答申とさせていただきたいと思っております。

会長

今御説明いただきましたが、十分に時間が取れませんでしたので、意見案につきまして御意見をいただきまして、それを踏まえて修正案を作らせていただくということで、その後、メールにて委員の皆様にお送りして確認いただいた後で、最終的には、会長、副会長で確認し答申させていただくことにしたいと思います。

それでは、本日の審査会を終了いたします。